

申請手数料一覧表

(単位：円)

条文	項目	金額
【販売事業・保安機関関係】		
法第3条	販売事業所登録（1件につき）	31,000
法第3条の2	販売事業者登録簿謄本交付（1通につき）	630
法第3条の2	販売事業者登録簿閲覧（1回につき）	460
法第29条	保安機関認定（注1）（1件につき）	6,900×保安業務区分数 +34,000
法第32条	保安機関認定更新（注2）（1件につき）	6,900×保安業務区分数 +14,000
法第33条	一般消費者等数増加認可（注3）（1件につき）	6,900×保安業務区分数 +20,000
【認定販売事業者関係】		
法第35条の6	一般消費者等数（千戸未満）（1件につき）	55,000
法第35条の6	一般消費者等数（千戸以上1万戸未満）（1件につき）	80,000
法第35条の6	一般消費者等数（1万戸以上）（1件につき）	98,000
【貯蔵施設・特定供給設備関係】		
法第36条	貯蔵施設・特定供給設備設置許可（1件につき）	21,000×施設・設備数
法第37条の2	貯蔵施設・特定供給設備変更許可（1件につき）	15,000×施設・設備数
【充てん設備関係】		
法第37条の4	充てん設備許可（1件につき）	28,000×施設・設備数
法第37条の4	充てん設備変更許可（1件につき）	17,000×施設・設備数
【完成検査関係】		
法第37条の3	設置許可に係る貯蔵施設・特定供給設備（法36条に係るもの）（1件につき）	31,000×施設・設備数
法第37条の3	変更許可に係る貯蔵施設・特定供給設備（法第37条の2に係るもの）（1件につき）	24,000×施設・設備数
法第37条の3	高圧ガス保安法に基づく完成検査合格施設（貯蔵施設・特定供給設備）（1件につき）	5,800×施設数
法第37条の4	充てん設備許可に係る充てん設備（法第37条の4第1項）（1件につき）	36,000×設備数
法第37条の4	充てん設備変更許可に係る充てん設備（法第37条の4第3項）（1件につき）	27,000×設備数
【保安検査関係】		
法第37条の6	保安検査（1件につき）	27,000×設備数

- ・ 保安機関認定（1件につき）（注1）（単位：円）

1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分	7 区分
40,900	47,800	54,700	61,600	68,500	75,400	82,300

- ・ 保安機関認定更新（1件につき）（注2） 単位：円）

1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分	7 区分
20,900	27,800	34,700	41,600	48,500	55,400	62,300

- ・ 保安機関一般消費者数増加認可（1件につき）（注3） 単位：円）

1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分	7 区分
26,900	33,800	40,700	47,600	54,500	61,400	68,300

申請手数料一覧表

液化石油ガス販売事業 登録申請手数料 (第3条第1項)	31,000円
液化石油ガス販売事業 者登録簿謄本交付手数料 (第3条の2第3項)	1通につき630円
液化石油ガス販売事業 者登録簿閲覧手数料 (第3条の2第3項)	1回につき460円
保安機関認定申請手数料 (第29条第1項)	34,000円＋(6,900円×保安業務区分の数)
保安機関認定の更新申 請手数料(第32条第1 項)	14,000円＋(6,900円×保安業務区分の数)
保安業務に係る一般消 費者等の数の増加の認 可申請手数料(第33条)	20,000円＋(6,900円×保安業務区分の数)
保安確保機器の設置管 理の方法基準適合認定 申請手数料 (第35条の6第1項)	一般消費者等の数 1,000戸未満の場合 55,000円 1,000戸以上10,000戸未満の場合 80,000円 10,000戸以上の場合 98,000円
貯蔵施設又は特定供給 設備設置許可申請手数 料(第36条第1項)	21,000円×(貯蔵施設又は特定供給設備の数)
貯蔵施設又は特定供給 設備変更許可申請手数 料(第37条の2第1項)	17,000円×(変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数)
貯蔵施設又は特定供給 設備完成検査手数料 (第37条の3第1項)	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 31,000円×(貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法(昭和26年法 律第204号)第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又 は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められ た液化石油ガスに係る施設(以下、この項において「完成検査合格施設 」という。)であるものを除く。)の数)＋5,800円×(完成検査合 格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数) (2) 法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 24,000円×(変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設 であるものを除く。)の数)＋5,800円×(完成検査合格施設である変 更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数)
充てん設備許可申請手 数料 (第37条の4第1項)	28,000円×(充てん設備の数)
充てん設備完成検査手 数料 (第37条の3第1項)	(1) 法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査 36,000円×(充てん設備の数) (2) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可に係る 充てん設備の完成検査 27,000円×(変更に係る充てん設備の数)
充てん設備変更許可申 請手数料 (第37条の2第1項)	19,000円×(変更に係る充てん設備の数)
充てん設備保安検査手 数料 (第37条の6第1項)	27,000円×(検査に係る充てん設備の数)